指導計画の作成と内容の取扱い　～②～　（中学校特別活動）

（2013/12/9）

生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談（進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。

特別活動において、生徒指導の機能を十分生かす、とは？

特別活動は、その目標や内容、指導の形態や方法が生徒指導と深く関わっています。生徒指導とは、

「教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるように指導・援助を行うもの」

です。（学習指導要領第１章総則の４の２の（３）より

これを受けて、生徒指導の機能を有効に働かせて特別活動の指導を行うには、次のような配慮が必要です。

①　共感的な人間関係を育成すること。
②　生徒に確かな存在感を与えるようにすること。
③　自己決定の場や機会をより多く用意すること。
④　生徒が自己実現の喜びや、自己有用感を味わうことができるようにすること。

教育相談（進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにする、とは？

特別活動の指導も生徒指導も、究極的には生徒一人一人の望ましい人格形成を図ることをねらいとしているので、学級活動等で学んだ内容を、生徒一人一人が身に付けるためには、集団場面に続いて、あるいは並行して個別場面における指導がぜひとも必要です。

個別指導については、その代表的な形態には**教育相談**があります。**教育相談**は、「一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言すること」です。

その方法としては、１対１の場を設定しての相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接する、あらゆる機会を相談活動の場ととらえ、あらゆる教育活動の実践の中にそれを生かし、教育相談的な配慮をすることが大切です。

また、生徒との相談だけでは不十分な場合が多いので**「生徒の家庭との連絡を密に」**することも必要です。

「進路相談」については、教育相談の中に含まれるため、括弧書きで示していますが、進路相談は、卒業の時期に限らず、計画的、継続的な実施によって成果を上げるように配慮する必要があります。

教育相談の適切な計画を立てるためには、次のことに留意することが大切です。

ア　平素から、個々の生徒の理解に必要かつ適切な資料を豊富にすること。
イ　全教師による協力的な取組により、全生徒を対象とし、すべての生徒の能力・適性等を最大限に発揮できるように努めること。
ウ　生徒との直接の相談だけにとどめず、家庭との連絡を密にし、生徒、教師、保護者の三者による相談のような形態も大切にすること。

（※中学校学習指導要領解説特別活動編を参考にしています。）

　指導計画と内容の取り扱いについての解説は今回で終わりです。
　次回から、特別活動の小学校と中学校の内容の共通点や違いについて、考えていきます。

　次回は、12月13日（金）頃アップの予定です。